

狩猟制度に関する都道府県アンケート抜粋

(1) 狩猟鳥獣・狩猟制度に関して

現在、基本指針 I 第2(2) 狩猟鳥獣の考え方について、見直しを検討中です。狩猟鳥獣の指定のあり方や、狩猟制度全般に関して、都道府県で抱えている課題等があればご教示ください。

生息数や繁殖状況を鑑みて狩猟を行っても支障のない鳥獣を法律で狩猟対象鳥獣としているが、何故この鳥獣が狩猟鳥獣であるのか証明する判断材料がないので、愛鳥団体から狩猟鳥獣の解除を求められた際に具体的な理由を示せず苦慮したことがある。根拠が示せると大変ありがたいです。

○税制改正により狩猟税の減免措置が拡大したことによる狩猟税収の減少
 ○上記減免措置による狩猟者登録数は増加したが、捕獲に結びついているか不明
 ○外来種である鳥獣については、狩猟による捕獲の推進のため、原則として狩猟鳥獣に加える方向で検討すべきではないか

違法行為を疑う事案があった場合、行政処分を行うには証拠に基づき行わなければならないが、警察が捜査等しなかった事案については証拠の収集が困難である。このため、被処分者が違反事実を認めている場合でなければ実質的に処分を行えない。

・本県では、放射性物質の関係上、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ及びヤマドリ等の4鳥獣種に出荷制限がかかり、狩猟資源としての価値が失われている。捕獲個体の有効利用ができないだけでなく、ハンター（特に若手）を志す者の動機付け、狩猟税徴収に対する不公平感などにも影響が及んでいると思われる。
 ・従来猟場でしかなかったような森林や河川敷が、土地利用の多様化により、狩猟者とレクリエーション利用者が競合するようになっており、レクリエーション利用者から特に銃猟に関して厳しい目が向けられるようになってきている。行政側においても、狩猟上の安全確保に配慮を気遣う場面が多くなった。

・アライグマを捕獲しようとする箱わなにかかった場合に錯誤捕獲として放獣せざるを得ない事態になることを解消するため、アライグマ防除の従事者証を有している者は狩猟免許を受けていなくても、箱わなによるハクビシンの捕獲許可を受けられるよう、基本指針を改正していただきたい。
 ・ニホンジカについて1日当たりの捕獲頭数の制限を撤廃できないか。

ニホンジカの捕獲数制限を撤廃してほしい。

現在、イタチのオスが狩猟鳥獣で、イタチのメスが非狩猟鳥獣に分類されているが、銃器でイタチを捕獲する場合にオスかメスか判別することは困難である。よって、イタチはオスかメスに関わらずに個体数が多いのならば狩猟鳥獣に、個体数が少なく保護しなければならないのならば非狩猟鳥獣に分類すべきである。

法令猟具の範囲について、検討いただきたい。ドロップネットは法令猟具に含まれるか。含まれない場合、猟期であれば、狩猟免許や狩猟者登録は不要となるのか。

本県では、ニホンザルによる被害が深刻化しており、狩猟鳥獣に加えることを検討されたい。

狩猟者の減少（主に銃猟）及び高齢化

・人員や予算は、甚大な農業被害を発生させている種へ傾向するため、狩猟鳥獣の他の種に関する生息状況を把握する十分な体制を整えることが難しい。

キョンを狩猟鳥獣に定めることは、ハンターによる事故の発生問題や地域住民の理解が必要であるため、地元との調整が必要と思われる。

【その理由（東京都の伊豆大島）】

- ・伊豆大島の地形に慣れていない不特定多数のハンターが山に入ることで、事故の発生が高まる。（島特有の地形の難しさや山芋ほり跡の穴が多数あり危険）
- ・外来生物法に基づく防除事業との猟場の攪乱等が生じる恐れがある。
- ・地元住民から銃駆除の苦情があるため、不特定多数のハンターが増えることは 住民の理解も得られそうにない。
- ・住民の土地に、無断で入り、埋設される可能性もあり、トラブルの原因になる。

ヤマドリは全国的に生息数が減少しているので狩猟鳥獣から外し、また、ニホンザルは生息数が増加し、農林業や生活環境に被害を与えているので、狩猟鳥獣とすることが望まれる。また、天然記念物のカモシカは、当初目標どおり地域指定に切り換えるなど、通常の有害捕獲が可能となるよう文部科学省との調整を求む。

- ・ニホンザルによる生活環境または農業に対する被害が増えており、ニホンザルを狩猟鳥獣に加えて欲しいという要望が農業従事者から出ている。農業被害等が多くある鳥獣を対象種に含めない場合の例示等があれば農家等に説明しやすい。

- ・狩猟鳥獣の指定要件として、都道府県のRDBカテゴリーを利用する場合、見直しから一定期間経過しているケースがあるため、必要に応じて地域の専門家等に問い合わせる等現状を正確に把握するよう努める必要がある。
- ・狩猟者の利活用の対象であり、捕獲圧を抑制する必要がある種以外は狩猟鳥獣に指定しなくても良いのではないか。（カワウは有害鳥獣捕獲許可申請に係る水産業被害の把握が困難な上、H19狩猟鳥獣指定後、狩猟による捕獲が進んでいない。※H18：有害95羽、H25：計614羽、有害531、狩猟83）

- ①ニホンジカの捕獲頭数制限の撤廃
- ②ニホンザルの狩猟鳥獣化
- ③他の外来生物の狩猟鳥獣化

- ・愛がん鳥獣にかかる捕獲規制の明確化（基本指針に基づく鳥獣保護管理計画から法による位置付けへ）

・狩猟鳥獣に外来鳥獣（マングース、シロガシラ、クジャク等）を指定して頂きたいです。狩猟団体等より、狩猟期間に見かけるマングースを捕獲することで、外来種に関する本県の施策に協力したいため、マングースを狩猟鳥獣として追加してほしい等の要望があります。本県としても、特定外来生物であるマングースが狩猟鳥獣に追加され、狩猟者等がこれを捕獲できるようになることは、本県の希少種の保護等にも有効なものであると考えています。

(2) 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関して

狩猟鳥獣の放鳥獣に係る事業に関して、生態系の攪乱や放鳥獣の効果等の問題から慎重であるべきだとの指摘があります。これに関して、下記の点ご教示ください。

<p>ア) 都道府県の事業として、狩猟鳥獣の放鳥獣に使用している場合（放鳥事業に関する今後の予定・課題等）</p>	<p>イ) 都道府県内で民間の事業として行われている場合（放鳥獣の対象とされている鳥獣）</p>	<p>ウ) その他・把握していない</p>
<p>県内にある養殖業者2社より放鳥するキジを購入しているが、年々キジの単価が上がっていることから、羽数調整等が必要になってくると思われる。</p>	<p>キジ</p>	<p>-</p>
<p>年々予算が削減されており、放鳥数も減少すると思われる</p>	<p>キジ、コジュケイ</p>	<p>-</p>
<p>継続を予定している</p>	<p>キジ800羽</p>	<p>-</p>
<p>狩猟税収入の減少及び鳥養殖組合の衰退により必要羽数を確保することが困難である。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>・H27 350羽、H28 350羽を予定 ・獣猟への移行などで鳥猟者の減少</p>	<p>キジ</p>	<p>-</p>
<p>鳥獣保護区及び休猟区での放鳥を第11次計画で定めているが、休猟区の設定が減少しているため、放鳥数も減少傾向にある。 狩猟による捕獲数も減少しているため、12次計画では放鳥数の増加も検討する必要がある。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>・効果検証が難しい。 ・狩猟登録手数料等を経費に充てており予算が確保されるが、狩猟者のためとなる他事業へ振替えることも今後の検討課題と考えている。</p>	<p>キジ、ヤマドリ</p>	<p>-</p>
<p>飼育業者が減少し、放鳥のための幼鳥の確保が困難となっている。</p>	<p>なし</p>	<p>-</p>
<p>委託料が1,000万円と、毎年多くの予算を使っているが、狩猟税が減少し、事業の効果も不明確であり、放鳥事業を実施する目的や理由が説明できない。今後は、段階的に、事業規模を減らしていくことを検討している。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>・狩猟税の減収に伴い、放鳥事業を見直す必要があると思料しています。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

ギジが農作物被害を及ぼす有害鳥獣であるとともに、費用対効果等の観点から放鳥事業については、平成26年度で廃止。	なし	-
近年、狩猟期間中の捕獲羽数が減少していることから、実施効果が疑問視されている。 外部監査において、有害鳥獣管理の拡充のため、当該事業予算配分の縮小を求められている。	キジ	-
定着状況を調査するためオスキジに標識を装着しているが、回収率が悪く、効果が不明。放鳥後に農業被害が発生し、苦情が寄せられることがある。	ニホンキジ	-
キジに関しては28年度以降も放鳥事業を実施する予定		-
H27 900羽、H28 700羽 財政事情もあり今後縮小傾向が見込まれる	キジ	-
継続する予定	キジ	-
-	-	H26年度までは県猟友会でキジの放鳥をしていたが、H27年度は実施せず。今後の予定は未定。
【放鳥事業に関する今後の予定・課 効果測定をするため、キジの出会い調査を行っているが、情報が少なく測定できていない キジは増えているという狩猟者の意見もあるが、キジの放鳥の効果が見えない中で 事業の継続の検討が必要と考えている	-	-
狩猟税減免制度の拡大による税収減により、H28年度以降事業休止。	-	-
県内のキジの飼育業者が廃業し、キジを確保することが困難になっている。	-	-
-	-	本県におけるキジ放鳥事業については、県がH22.3、県猟友会がH23.3を最期に中止している。（第11次鳥獣保護事業計画第四の2に基づき、遺伝子攪乱が生じないようにキジ放鳥を中止するとともに、特に必要のある場合を除き、放獣しないよう指導している。）
狩猟税の減免による税収の減少等の理由から、H28年度以降の予算が確保できなくなったため、キジ・ヤマドリの放鳥事業は、当面の間休止することとした。	なし	-
放鳥効果の確認制度の向上（現在、狩猟者からの聞き取り）	・ニホンキジ	-

(3) 都道府県の事業として、狩猟鳥獣の放鳥獣を実施している場合

キジ			ヤマドリ			羽
H24	H25	H26	H24	H25	H26	
650	600	680				青森県
300	300	300				岩手県
1050	300	200				栃木県
1410	1270	1270	240	220	220	群馬県
200	200	200				埼玉県
2435	2360	1450	300	330	350	新潟県
700	700	700				富山県
460	390	390				石川県
480	480	479				福井県
1540	1540	1540	390	390	390	山梨県
700	700	700				長野県
460	460	460	20	20	20	岐阜県
100	100	92				愛知県
120	70	70				兵庫県
900	900	900				和歌山県
2800	2570	2100				岡山県
800	800	800				徳島県
840	500	450				香川県
2000	2000	1800				愛媛県
415	400	400	35	50	50	島根県
1363	1355	1331				福岡県
320	279	270				長崎県
200	200	200				佐賀県
1000	1000	1000				熊本県
820	820	750				大分県
1600	1600	1000				宮崎県
25000	2250	1910				鹿児島県